

令和5年度

指定管理者管理運営状況評価結果報告書

令和5年8月

真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会



## 1 はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者等が行うことができる制度であり、民間事業者等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としたものである。

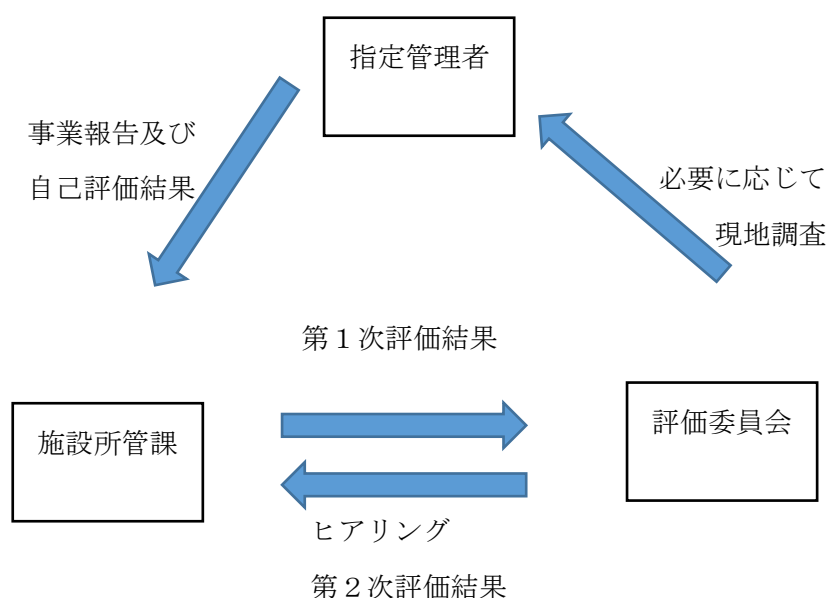
真鶴町においては、現在、次の6施設に指定管理者制度を導入している。

施設名	所管課	指定管理者名	指定期間
真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設	健康長寿課	公益社団法人 地域医療振興協会	R2. 4. 1～R5. 3. 31
訪問看護ステーション真鶴	健康長寿課	公益社団法人 地域医療振興協会	R2. 4. 1～R5. 3. 31
真鶴町国民健康保険診療所	健康長寿課	公益社団法人 地域医療振興協会	H30. 4. 1～R5. 3. 31
ケープ真鶴	産業観光課	株式会社新世紀商事	R2. 4. 1～R7. 3. 31
真鶴魚座	産業観光課	株式会社はまゆう	R1. 7. 3～R6. 3. 31
真鶴駅前駐輪場	総務防災課	一般社団法人 真鶴町観光協会	R4. 7. 1～R9. 6. 30

真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会規則（平成29年真鶴町規則第2号）に基づいて、町長の諮問に応じ、指定管理者が行う公の施設の管理運営を評価することで、その適正化を図り、制度導入効果を一層高めるための組織である。

## 2 評価の方法

平成29年12月策定「指定管理者管理運営状況評価マニュアル」に基づき、評価は、「指定管理者自らによる自己評価」、「施設所管課による第1次評価」及び「評価委員会による第2次評価」の3段階で行う。



自己評価及び第1次評価は、おおむね次の10項目を標準項目とし、施設所管課が配点を決め、各項目をA～Fまでの6段階で評点し総合評価を行い、「指定管理者管理運営状況評価シート」にまとめることにより行う。

評価委員会は、当該評価シート、決算書、事業報告書その他資料の提出を施設所管課から受け、当該課へのヒアリング、現地調査などを行うことで第2次評価を決定する。

その後、評価結果を取りまとめるとともに、「指定管理者評価結果報告書」として報告することとした。

評価項目	評価視点
① 設置目的の達成	施設の設置目的や管理の基準は達成されたか。
② 平等な施設利用	施設利用は公平に行われたか。
③ 施設情報の発信	施設の情報を積極的かつ分かりやすく発信したか。
④ 個人情報保護	個人情報の保護は適切か。
⑤ 適切な施設管理	協定書等に沿って、施設の管理は適切に行われたか。
⑥ 危機管理体制	災害、事故等の緊急時の連絡体制、マニュアルは整備されているか。
⑦ 職員の教育	職員の資質向上のため、研修等が行われているか。
⑧ 効率的な運営	経費節減や増収に向けた努力は行われたか。
⑨ 利用増進の取組み	利用促進に向けて効果的な取組みを行ったか。
⑩ 指摘事項の改善	前年度の指摘事項は改善されたか。

項目評価		
A	良い	目標（計画）を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている。
B	↑	目標（計画）を上回る管理運営がなされている。
C	普通	目標（計画）どおりに適正な管理運営がなされている。
D	↓	目標（計画）を下回る管理運営がなされている。
E	悪い	目標（計画）を大幅に下回る管理運営がなされている。
F	不適切	不適切な管理運営がなされている。

総合評価ランク		基準（100点）	基準（90点）
優	管理運営が要求水準を達成し、かつ優れている。	90点以上	81点以上
良	管理運営が要求水準を達成している。	75点以上	67.5点以上
可	管理運営が適正である。	60点以上	54点以上
否	管理運営に改善が必要である。	60点未満	54点未満

### 3 評価結果

今回は、指定管理者制度を導入している全施設の令和4年度の運営状況について評価を実施した。なお、真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設（ナーシングホーム真鶴）及び訪問看護ステーション真鶴については連携事業であるため、まとめて評価を行った。

- (1) 真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設（ナーシングホーム真鶴）  
訪問看護ステーション真鶴  
（指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会）

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	C	C	C
② 施設利用のし易さ	C	B	B
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	C	B	B
⑥ 地域との連携	C	C	C
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 職員体制の充実	C	B	B
⑨ 利用増進の取組み	C	B	B
⑩ 指摘事項の改善	C	C	C
	総合評価	可 (68)	可 (68)

総合評価は「可（68点）」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

老人デイサービスセンターから事業移行し、3年目となり、利用者数は安定していることは評価できる。しかし、昨年度と同様に介護度が低い利用者の割合が多いため経常損失がでている。昨年からの課題として要介護度の高い利用者をどの様に確保するか重要である。

昨年の指摘事項の指定管理者のコメントについては改善された。今年度の委員会からの指摘事項としては「利用増進の取組み」として利用者アンケートを実施するなど現状を把握し対応をするようにしていただきたい。また、個人情報保護としてUSB使用禁止などのルール化をしているが、物理的に使用できなくすることも考えること。

同指定管理者が一体として管理する国民健康保険診療所をはじめとして、地域との連携を密にし、生活サポートの体制づくりに一層努めるよう望む。

(2) 真鶴町国民健康保険診療所

(指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	B	B	B
② 施設利用のし易さ	C	B	C
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	C	B	C
⑤ 適切な施設管理	C	C	C
⑥ 地域との連携	B	B	B
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 診療体制の充実	C	B	B
⑨ 利用増進の取組み	B	B	B
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (66)	可 (62)

※前年度指摘事項なしのため、⑩を除外し、90点満点とした。

総合評価は「可 (62 点)」であり、指定管理者の管理運営は、要求水準を達成していると認められる。

コロナ禍の中、昨年に続き新型コロナウイルスワクチンの予防接種や発熱外来に取り組んでいること、訪問診療を積極的に行い、町の保健室を年に 22 回開催するなど、地域の人と積極的に話ができる関係性を作っていることについて評価ができる。

委員会からの指摘事項としては特にはないが、要望として SNS なども利用した情報発信や町の保健室での情報発信をしているのは理解をしているが、その情報発信の検証ができていないため、効果的にされているかが分からないので、どの位できているか検証をしていただきたい。

地域医療の拠点としての役割を引き続き果たしていただけるよう期待している。

(3) ケープ真鶴

(指定管理者：株式会社新世紀商事)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	C	B	C
② 平等な施設利用	B	B	C
③ 施設情報の発信	B	B	B
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	C	C	C
⑥ 危機管理体制	C	C	C
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 効率的な運営	B	B	B
⑨ 利用増進の取組み	B	B	B
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (64)	可 (60)

※前年度指摘事項なしのため、⑩を除外し、90点満点とした。

総合評価は「可 (60 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

コロナ禍の中、屋外テラス席でのBBQやビアガーデンの開始や、新たな名物となるようさつま揚げの製造など新しい取組みを実施するなどし、昨年に比べ観光客数、売上ともに増加はしたが、収支は厳しい状況である。

委員会からの指摘事項としては新たな取組みの屋外テラスでのBBQ、ビアガーデン、さつま揚げなどの実績が数値として出てきていないので、実績をとりその効果の検証をすること。また、情報発信についての成果も検証していただきたい。

委員会からの要望としてケープ真鶴の単体だけではなく、真鶴町の観光の要となる場所であることから町や観光協会などと連携をして、観光全体で考え誘客を実施していただきたい。

(4) 真鶴魚座

(指定管理者：株式会社はまゆう)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	C	B	C
② 平等な施設利用	C	B	C
③ 施設情報の発信	C	B	B
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	B	C	C
⑥ 危機管理体制	C	C	C
⑦ 職員の教育	B	B	C
⑧ 効率的な運営	C	C	B
⑨ 利用増進の取組み	C	B	C
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (64)	可 (58)

※前年度指摘事項なしのため、⑩を除外し、90点満点とした。

総合評価は「可 (58点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

コロナ禍の中、誘客が難しい状況でも真鶴の地物をインターネットで購入できるよう工夫したことや、昨年に引き続きテラスキャンプBBQを実施し、予約についてもオンラインでの受付などを実施し、前年に比べ収支が改善されたことは評価できる。

委員会からの指摘事項としては、個人情報保護では予約サイトの個人情報の管理はどうなっているか把握すること。指定管理者からの月の報告の際にヒアリングを行い前年と違う場合はその都度確認をすること。職員の教育について、目標を決めて実施すること。

委員会からの要望として真鶴魚座の単体だけではなく、町や観光協会などと連携をして、観光全体で考え誘客を実施していただきたい。



(5) 真鶴駅前駐輪場

(指定管理者：一般社団法人 真鶴町観光協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
② 設置目的の達成	C	C	C
② 平等な施設利用	C	C	C
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	B	B	B
⑥ 危機管理体制	C	C	C
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 効率的な運営	C	B	B
⑨ 利用増進の取組み	B	B	B
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (60)	可 (60)

※前年度指摘事項なしのため、⑩を除外し、90点満点とした。

総合評価は「可 (60 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

コロナ禍の中、利用者からの要望のあった 125cc を超える駐輪の新設やシルバーカースペースの増設を実施し、利用者のニーズに答えたことは評価できる。また、令和 4 年度に精算機の借入の返済も終了となり、今後は更に安定した事業が期待できる。

委員会からの指摘事項としては特にはないが、駅前駐輪場は、大きな苦情等もなく、事業が安定している。生活交通の利便性を担う施設として、この事業の目的である放置自転車等の防止については達成できているので、自転車等利用者の利便の更なる追及をしていただきたい。

評価委員

委員長	熊谷 輝美 (公認会計士)
委員	小島 史朗 (社会保険労務士)
委員	青木 繁 (一般公募町民)
委員	上原 裕康 (真鶴町商工会)
委員	朝倉 久泰 (真鶴町国民健康保険運営協議会)

